

# 令和4年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年9月1日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年9月1日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	教育長	比奈地 敏彦
総務課長	村松 成弘	企画財政課長	佐藤 嘉彦
産業課長	長野 了	建設課長	中村 安宏
上下水道課長	岡本 教夫	学校教育課長	塩澤 由記弥

監 査 委 員 朝 比 奈 篤

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 豊 久 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

- 議案第 5 5 号 専決処分の報告承認を求めることについて  
議案第 5 6 号 森町教育委員会委員の任命について  
議案第 5 7 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について  
議案第 5 8 号 森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条  
例の一部を改正する条例について  
議案第 5 9 号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について  
議案第 6 0 号 森町景観条例について  
議案第 6 1 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
議案第 6 2 号 令和 4 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）  
議案第 6 3 号 令和 4 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 4 号 令和 4 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 5 号 令和 4 年度森町病院事業会計補正予算（第 2 号）  
議案第 6 6 号 建設工事請負契約の締結について  
認定第 1 号 令和 3 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 令和 3 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
認定第 3 号 令和 3 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 4 号 令和 3 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て  
認定第 5 号 令和 3 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 認定第 6号 令和3年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和3年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和3年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 令和3年度森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

- 議長 ( 中根幸男君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年9月森町議会定例会を開会します。
- 発言の際には、マスクを着用したまま発言してください。
- また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。
- これから、本日の会議を開きます。
- ここで、お諮りします。
- 森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。
- 新型コロナウイルス対策のため、本定例会は、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- ( 「異議なし」と言う者多数 )
- 議長 ( 中根幸男君 ) 「異議なし」と認めます。
- したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしまし

た。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、8番中根信一郎君及び9番吉筋恵治君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 中根幸男君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月26日までの26日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和3年度財政健全化判断比率等報告について」、「第30期株式会社アクティ森計算書類及び第31期事業目標について」以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第55号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第55号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度森町一般会計補正予算(第5号)の専決処分でございますが、本年7月後半の不安定な気象状況に伴い、7月19日と、

26日から27日にかけて発生した豪雨により被災しました公共施設等の早期の復旧に着手するため、経費の計上に急を要したことから、令和4年8月2日に専決処分を行ったものであります。

お手元にお配りしました参考資料にありますように、7月19日の豪雨は、大河内観測所での数値で、連続雨量123ミリメートル。時間最大雨量につきましては、大河内観測所での数値で、8時から9時に26ミリメートルを観測しており、猛烈な豪雨となりました。

また、7月26日から27日にかけての豪雨は、三倉観測所での数値で、連続雨量149ミリメートル。時間最大雨量につきましては、三倉観測所での数値で、7月26日の7時から8時に50.5ミリメートルを観測しており、短時間に猛烈な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,450千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,337,798千円とするものであります。

6ページ、第2表、地方債補正につきましては、橘地内準用河川大洞院川の災害復旧事業の測量設計業務委託料の財源として、「公共土木施設災害復旧事業」を追加し、限度額を定めるものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

事項別明細書7・8ページ、11款1項1目、農業用施設災害復旧費1,200千円につきましては、草ヶ谷地内農道開拓パイロット3号線他1箇所に係る路肩陥没と水路の損傷及び土留めの崩落に対応するための修繕費でございます。

2目、林道災害復旧費300千円につきましては、林道大尾大日山線や林道明ヶ島線等の倒木や崩土除去など、4路線に係る崩土除去等作業手数料でございます。

3目、治山施設災害復旧費2,050千円につきましては、排水側溝等の修繕費1,850千円と、流出土砂の除去のための崩土除去等

作業手数料200千円でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費15,900千円につきましては、町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等、道路12件、河川4件の災害復旧に対応するための崩土除去等作業手数料5,500千円と、橋地内の準用河川大洞院川の河川災害復旧工事に係る測量設計業務委託料10,400千円でございます。

被災状況につきましては、参考資料をご覧ください。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、20款1項1目、繰越金9,050千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款1項10目、災害復旧債10,400千円につきましては、橋地内準用河川大洞院川の測量設計業務委託料に対する公共土木施設災害復旧債でございます。

以上が、専決処分にかかる令和4年度森町一般会計補正予算(第5号)の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

( 中根 幸男 君 ) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) 川岸です。

今回の豪雨災害への各課所管の早い対応、ありがとうございます。

今回の質問は、町債を起こしている大洞院川の測量設計業務委託料10,400千円の規模というか、今回は測量委託なので、どのような工事で、どのような大きさの工事になるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長

( 中根 幸男 君 ) 中村建設課長。

建設課長

( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。

ただ今の川岸議員のご質問にお答えいたします。

大洞院川の災害の復旧にかかる工事費の規模のご質問でございますけれども、今ちょうどこの専決予算をいただいて、委託料の中で測量業者に設計委託をして、成果が上がってきているところでもあります。3か所ありますけれども、いずれも工法といたしましては、現状、天然護岸と言いまして何も構造物のない土の法面の護岸になっております。そこが崩れたということで、その部分に新たにコンクリートブロックの護岸を設置するというようなことで設計がされております。3か所とも同じような工法になります。

延長がそれぞれ違いますので、お配りいたしました図面をご覧くださいますと、場所が番号で言いますと12-1ということで、赤く丸がついてあるところなんですけれども、ちょっとこれではわからないのですが、橘地内のシェ・モーニングというレストランがありましたけれども、その付近の少し上流の右岸側にあたります。それが15メートルほど洗掘されたということでございまして、それが約500万ほどではないかと考えております。積算につきましては、正確にはこれから弾きますので、本当の概算になります。それから、2か所目が12-2になりますけれども、町民の森の北ゲートの入り口がありますが、そこから約300メートルほど下ったところに、同じく天然護岸が崩壊したということで、そこにもブロック積みを施工する予定です。延長にしまして、19.5メートルほどでございます。事業費につきましては、700万程度かなと考えております。それからもう1か所ありまして、12-3という場所でございます。ここはほぼ大洞院の近くにありますが、そこについて、大洞院の入口に415号橋という橋がありますが、その下流100メートル付近の右岸側が崩れてしまいました。これも天然護岸でありまして、これが27.8メートルというような規模で洗掘されてしまいました。ここは延長も長いということで、1000万から1500万くらいの規模になるのではないかと考えております。今、積算の最中ですので正確には今後事業

費が積算されるということですので、現在の概算としてはそのような規模ということでお答えさせていただきます。以上です。

議長  
5番議員

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 3か所、詳しくよくわかりました。

一番最後の大洞院の近くのところが一番規模が大きいということで、これは工期は来年度若しくはその次ぐらいまでかかるのかなと想像しますがどうでしょう。

議長  
建設課長

( 中根 幸男 君 ) 中村建設課長。

( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。

ただ今のご質問で、工期的な話でございます。

3番の規模の大きなものにつきましたの工期のご質問でございますが、3か所とも今後10月に国の査定というものがあまして、どのくらいの金額で災害の費用をもらえるかというようなことで行うものがあります。その査定によって事業の金額が確定しますので、それ以降速やかに工事の発注を行いたいと思っております。目標といたしましては10月に査定を受けまして、11月の発注を予定しております。すぐに工事に入ることができると思いますので、そうしますと年度内の事業の完了を目指して発注していきたいと考えております。以上です。

議長

( 中根 幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西田 彰 君 ) それこそ災害ということで早急に対応していただいて、非常にありがたい。

一点質問は、最初の農業用施設災害復旧事業の中の、掛川天竜線沿いの茶園の崩壊がありました。それは、側溝の方へ土留めのコンクリートの板なんかが全部水路の方へ崩れてしまったと。それで土砂も落ちました。それで、もう復旧されています。この県道沿い、なおかつその側溝も県の管轄かなと思うんですが、県との協議というか、そういったものは今回あったのでしょうか。

議長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。



産業課長

( 長野 了 君 ) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えします。

今ご発言があったように、県道掛川天竜線沿いの水路、排水路に対して土留めが壊れて崩壊したということでございます。これに関しては、原因者が県ではなく、こちらが茶園ということと、あとは西田議員おっしゃるような公共施設への被害ということでございます。境の土留めの崩壊ですので、影響を与えたのは公共施設になって、土留めについては、一応所有者なり耕作者のものになるんですけども、そういった場合については、やはり県というよりはこちらサイドで、町として今事業をさせていただいたということでございます。以上です。

議長  
建設課長

( 中根 幸男 君 ) 中村建設課長。

( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。

先ほどの川岸議員のご質問の回答の訂正をさせていただきたいと思えます。

私、先ほど事業費について概算ということでお伝えをいたしましたけれども、私誤りまして、当初の概算をお伝えいたしてしまいましたけれども、今議会で提案をさせていただいています6号補正予算で災害復旧工事費ということで、3か所分で29,700千円というような金額を計上させていただいております。この29,700千円については、委託した結果、概算の見積りを出しまして計上しているものですので、こちらが正しいということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長  
5番議員

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 今訂正の金額を出していただいたんですけども、この29,700千円については、その3か所の分で29,700千円なんですか。

議長  
建設課長

( 中根 幸男 君 ) 中村建設課長。

( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。

29,700千円は、3か所のトータルの工事費ということでご理解

をいただきたいと思います。以上です。

議 長 ( 中根幸男君 ) 他に質疑はございませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 起立全員です。

したがって、議案第55号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第56号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の早馬保男氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

早馬氏は、平成29年10月1日から教育委員に就任され、以来2期5年お務めいただき、森町の教育の振興にご尽力いただきまし

た。人柄も良く、豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方で、任期中には、旧泉陽中学校PTA会長を務められた経験等を通して、森町の教育について真摯に考え、保護者の視点からも貴重なご意見・ご助言をいただきました。

今後も町の教育振興に貢献していただけるものと確信しておりますので、再任をお願いすべく、提案するものであります。

なお、新たな任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 ( 中根幸男君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 発言する者なし )  
議 長 ( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。  
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )  
議 長 ( 中根幸男君 ) 「異議なし」と認めます。  
これから議案第56号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 起立全員です。

したがって、議案第56号は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第57号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )  
議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第57号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

国において、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための制度改正が段階的に施行されてきており、令和4年1月には「不妊治療のための休暇の新設」、「非常勤職員の休暇の新設・拡充」が行われ、令和4年4月には「非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和」、「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等」が行われました。

更に、令和4年10月からは「育児休業の取得回数制限の緩和等」が行われることになっております。また、地方公務員につきましても、国家公務員の措置との権衡を保つことが求められております。

本案は、国家公務員の措置にあわせ、森町においても非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業について、取得要件となる任期の緩和及び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、取得要件の柔軟化を図るための措置を講じるものであります。

なお、施行期日は、令和4年10月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

( 中根幸男 君 ) 日程第7、議案第58号「森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 中根幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第58号「森町三倉地域集会施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度から令和4年度にかけて(大字)三倉地区の一部で実施された国土調査において、森町三倉総合センターの所在地が森町三倉826番地の2に合筆されたことに伴い、条例に定める位置を森町三倉827番地の1を森町三倉826番地の2に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第8、議案第59号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただ今上程されました、議案第59号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、住民の利便性の向上と個人番号カードの普及促進を目的として、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている印鑑登録証明書等の証明書を交付する機能を有する端末機(マルチコピー機)から、個人番号カードを所有する申請者が自ら端末機を操作することにより、印鑑登録証明書を取得できるよう条例を改正するものであります。

なお、施行期日は、令和4年12月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (中根幸男君) 日程第9、議案第60号「森町景観条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根幸男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第60号「森町景観条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町総合計画や森町都市計画マスタープランにおける将来像の実現を目指し、景観に対する意識の向上や良好な景観形成を図るため、令和4年9月に策定する森町景観計画に基づき、景観法の規定による届出対象行為や景観形成基準を設定することに関し、条例で定める必要があるため、森町景観条例を制定するものであります。

条例の内容は、目的や定義をはじめ、景観法に基づく行為の規制、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針、景観活動に対する表彰制度や技術的援助、景観審議会に関する事項等を規定するものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

( 中根幸男君 ) 日程第10、議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長

( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長

( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第61号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

森町の水道事業につきましては、昭和49年の事業開始以来、料金を改訂することなく、水道使用者の皆さまに安心・安全な水道水を安定的に供給するよう努めて参りました。

しかしながら、現在、多くの管路や施設が老朽化による更新時期を迎えており、「森町水道事業基本計画」や「アセットマネジ

メント・経営戦略」に基づき、老朽管路や施設の更新、耐震化による災害に強い施設の整備を進めております。その経費に多額の資金が必要となることに加え、人口減少等による給水収益の減少により、経営環境は益々厳しさを増しております。

これまでも、老朽化施設の廃止や外部委託せず職員による料金徴収や滞納整理等の経営努力を重ねて参りましたが、持続可能な水道の安定供給、健全経営を今後も継続していくため、収入の根幹である水道料金のあり方について、「森町上下水道事業の料金等審議会」へ諮問を行いました。

審議会では、令和3年10月より各方面の代表者9名の委員による活発な議論が行われ、計6回の審議を重ねた結果、去る8月8日に答申書が提出されたところであります。

答申書につきましては、今後の給水収益の増収は見込めず、有収水量率も向上の兆しが見られない中で、老朽化した管路や施設の更新は喫緊の課題であり、給水収益及び内部留保資金の確保が持続可能な水道の安定供給、経営基盤の強化に不可欠であることから、水道料金の見直しが必要であるとの内容であります。

本案は、この答申を受け、森町水道事業給水条例に定める水道料金を改正するものであり、施行期日は令和5年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中根幸男君 ) 日程第11、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第62号「令和4年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由

の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ412,577千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,750,375千円とするものであります。

また、8ページ、第2表、債務負担行為補正につきましては、森町小中学校跡地利活用検討業務委託料について、設定するものでございます。学校の跡地利活用につきましては、これまで地域の意見を反映するため、地域住民のアンケートを実施し、庁内、庁外の利活用検討委員会でご意見をいただきながら検討を進め、9月には、利活用方針を決定するところであり、今後サウンディング型市場調査や事業者募集要項等の作成が必要となりますが、当町において初めて実施する事業であり、民間事業者のノウハウを活用しながら進めていく必要があるため、業務委託を行うものであります。委託期間は約1年半を想定し、債務負担行為に追加するものでございます。

次に、9ページ、第3表地方債補正につきましては、橘地内準用河川大洞院川の災害復旧事業の河川災害復旧工事の財源として、「公共土木施設災害復旧事業」の限度額を増額変更するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項5目、財産管理費100,000千円につきましては、令和3年度の決算状況から、公共施設等の適正管理の推進のため、公共施設等総合管理基金に50,000千円を積み立てるものと、文化会館事業の継続的かつ安定的な運営を確保するため、基金残高が減少しております文化会館運営基金積立金に50,000千円を積み立てるものでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費46,043千円につきましては、東遠学園組合の児童発達支援センター第4めばえを、遠州中央農業協同組合の旧飯田支店に開設するに当たり、その用地は立地市町



が用意することとなるため、この用地取得に係る公有財産購入費等でございます。

4款1項2目、予防費49,560千円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業9,560千円につきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種に当たり、スムーズな接種体制の確保に必要な経費でございます。従事職員を確保するための時間外手当、接種券付き予診票などの印刷製本費や、接種券を郵送するための通信運搬費、接種券等封入手数料及び接種会場内の案内や駐車場整理を委託する人材派遣委託料、障害者手帳をお持ちの方や生活保護を受けている方及び要介護3以上の認定を受けた方が、集団接種会場や、町内外のかかりつけ医でワクチン接種を受けるために利用する送迎タクシー使用料などがございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業40,000千円につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種を森町病院やその他の医療機関で実施するため、実施医療機関への接種委託料と公立森町病院への接種負担金でございます。

なお、オミクロン株対応ワクチン接種の対象者につきましては、1回目及び2回目の初回接種を完了した全ての方とされております。

9・10ページ、5目、診療所費100,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものがございます。

7款1項5目、森町体験の里振興費1,550千円につきましては、加工施設の屋根の老朽化に伴う修繕を実施するための経費でございます。屋根の垂れ下がりの修繕を行うものがございます。

8款2項2目、道路維持費20,500千円につきましては、緊急性を要する道路の維持管理及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものがございます。

11・12ページ、3目、道路新設改良費6,000千円につきましては、緊急を要する改良に対応するための無指定工事費でございます。

す。

3項2目、河川維持改修費10,300千円のうち、河川維持管理費2,000千円につきましては、出水期の洪水などに伴う堆積土砂により河川の通水能力が低下することから、排水路等の浚渫作業等手数料をお願いするものでございます。

町単独河川改修事業8,300千円につきましては、橘地内準用河川大洞院川改修に伴う測量設計業務委託料5,300千円と、近年多発している局地的豪雨等による被災が危惧されるため、浚渫工事や改修工事を行う無指定分3,000千円をお願いするものでございます。

5項1目、住宅管理費21,000千円につきましては、木造住宅耐震改修事業について、今後予定される申請に対応するため、高齢者等世帯15件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

13・14ページ、10款2項1目、学校管理費12,551千円につきましては、遠州中央農業協同組合の旧飯田支店に隣接し、現在小学校の駐車場として利用している土地につきまして、旧飯田支店の土地取得に合わせ、学校の敷地用地として取得するための公有財産購入費等でございます。

6項3目、文化振興費3,738千円につきましては、杭迫柏樹氏より寄贈される寄贈品の展示会に係る展示会場設置委託料等の経費をお願いするものでございます。

15・16ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費41,200千円のうち、公共土木施設災害復旧事業11,500千円につきましては、本格的な台風シーズンに備え災害復旧費を確保するため、崩土除去等作業手数料4,000千円を追加するものと、町道薄場本宮線について降雨による被害があり、これに対応するための公共土木施設災害復旧工事7,500千円を計上するものでございます。

現年発生公共土木施設補助災害復旧事業29,700千円につきましては、7月の豪雨により被災した橘地内の準用河川大洞院川に係る現年発生公共土木施設補助災害復旧工事3か所分を計上するも

のでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金40,000千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する国の負担金でございます。

4目、災害復旧費国庫負担金18,808千円につきましては、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業に対する国の負担金でございます。

2項3目、衛生費国庫補助金9,395千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。

4目、土木費国庫補助金7,500千円につきましては、木造住宅耐震改修事業に対する国の補助金でございます。

16款2項6目、土木費県補助金6,000千円につきましては、木造住宅耐震改修事業に対する県補助金でございます。

20款1項1目、繰越金321,674千円につきましては、基金への積立金、公立森町病院繰出金の財源及び財源調整としての計上であります。

22款1項10目、災害復旧債9,200千円につきましては、橘地内準用河川大洞院川に係る現年発生公共土木施設補助災害復旧事業に対する公共土木施設災害復旧債でございます。

以上が、令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

（ 中根 幸男 君 ） 日程第12、議案第63号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 中根 幸男 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) ただ今上程されました、議案第63号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,153,349千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費165千円につきましては、未就学児を対象として国民健康保険税均等割の軽減が今年度より行われることから、軽減額の2分の1を国が、4分の1を県及び町が負担することに伴い、国保事業報告システムを用いて国庫負担金交付申請等を行うためのシステム改修委託料でございます。

8款1項3目、償還金4,335千円につきましては、令和3年度の実績に基づき、第三者行為等に係る精算により、保険給付費交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、4款1項1目、保険給付費等交付金165千円につきましては、システム改修に伴う国からの特別調整交付金でございます。

7款1項1目、前年度繰越金4,335千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

( 中根幸男君 ) 日程第13、議案第64号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第64号「令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,300,091万円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、5款1項1目、保険給付支払準備基金積立金60,000千円につきましては、令和3年度の介護保険特別会計の決算剰余金の一部を、保険給付支払準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、8款1項1目、繰越金60,000千円につきましては、令和3年度の繰越金の一部を保険給付支払準備基金に積み立てるための財源調整としての計上でございます。

以上が、令和4年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) ここでしばらく休憩します。  
( 午前10時29分 ～ 午前10時40分 休憩 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第65号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) ただ今上程されました、議案第65号「令和4年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、予算第3条に定めた「収益的収入及び支出の予定額」の収入について、第1款病院事業収益第2項医業外収益158,295千円に100,000千円を追加し、258,295千円とし、病院事業収益の予定額を2,832,299千円とするものであります。

この医業外収益100,000千円の増額につきましては、9月に企業債元利償還金の支払い等が予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計からの他会計負担金として補正計上するものであります。

第4条につきましては、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、447,500千円とするものであります。

第5条につきましては、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を100,000千円減額し、692,500千円とし、当初予算に第5条を追加して「債務負担行為」を設定するものであります。この債務負担行為の設定につきましては、現在行っている医事業務委託について、契約期間が令和4年度で終了することに伴い、経費削減を図るとともに業務の質を更に向上させるため、プロポーザル方式により再度業者を決定し、次期契約期間を令和5年度から令和7年度までの3年間とするもので、スムーズに業務を開始するための準備期間が必要となることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上、申し上げます提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

( 中根幸男 君 ) 日程第15、議案第66号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第66号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、令和4年度森町公共下水道事業森地区枝線管渠築造工事(第5工区)の建設工事に係る契約の締結でございます。  
工事の概要につきましては、天宮及び城下地内の町道本町城下線の地中に、内径250ミリメートルの鉄筋コンクリート管を延長131.4メートル、推進工法により布設するものであります。  
去る8月30日に制限付き一般競争入札を行った結果、周智郡森町睦実1497番地、大沼建設株式会社 代表取締役 大沼賢吾が、9,350万円で落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。  
なお、工事期間としましては、令和4年9月6日から令和5年3月24日までを予定しております。  
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
11番、西田彰君。

11番議員 ( 西 田 彰 君 ) その管を入れると、25センチですか。今までそういった工事もずっとやってこられた。メーター当たりの施工金額には変化はありませんか。高くなっているのか、安くなっているのか。

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 岡本上下水道課長。  
上下水道 ( 岡 本 教 夫 君 ) 上下水道課長です。  
課 長 今回の推進工法につきましては、内径250ミリメートルの鉄筋

コンクリート管を推進する工事ということで、延長が131メートルでございます。実績ですけれども、一昨年に天宮の区画整理地内で同じ口径、同じ管種の工事を行っております。こちらにつきましては、当時契約額が8,360万円、それから延長が110メートルでございました。ですので、メーターあたりに換算しますと、若干単価自体が上がっているかもしれませんが、それほど大きな差異はないかと存じます。以上です。

議長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) この推進工法というのは、経費が安く上がるというように聞いていましたけど、以前実際掘削して埋めていたのが推進になったらというように感じていたんですけども、安くなっていたというちょっと私の記憶で聞くんですけども、どのぐらい経費というのは安くなったのかなと思うんですけど。

議長  
上下水道  
課長

( 中根 幸男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡本 教夫 君 ) 上下水道課長です。

まず推進工法というのはどういうものかという話ですけれども、推進工法というものは、道路面を開削することなく、地中を掘削、貫通する方式でありまして、計画管渠の両端に発進と到達の立坑という縦穴を設けます。その中に発進の方に推進設備を備えた油圧ジャッキによりまして、屈伸機を地中に押し出して、屈伸機の後続に既製の管を順次継ぎ足し、管列を推進することで、屈伸機を到達立坑に到達させ、発進立坑と到達立坑の間に管渠を構築する工法でございます。これにつきましては、開削工法でやはりできない場所、今回の場所につきましては、赤松の八幡屋さんの付近になるんですが、城下から下水路といいますか、水路が流れてきていまして、これが道路を斜めに長い距離で横断するような形になっています。ここは15メートルぐらい横断の延長があるものですから、開削では不可能な工事になりますので、なおかつ土被りが4メートル近くになるということで、開削工法では施工ができないということで推進工法を採用させていただきまし



た。

安くなるという話があったんですが、土留めが普通の通常の開削工法でありますと、アルミ矢板というものを当てて道路面を掘削するんですが、この深さになりますと、アルミの矢板ではなく鋼鉄製の本矢板、アルミ矢板は厚みが2.5ミリなんですが、本矢板は13ミリになりまして、それが自立式の矢板でないと公衆災害防止対策要綱に抵触してしまいますので本矢板を打って、それも根元は3メートル以上入れなさいという規定があるものですから、そういうことを勘案して、その土留めにかかるお金、費用、それから現場には電線、N T Tがあるものですから、その矢板を釣ったときに線が邪魔になってしまうものですから、その線を一旦架設して道路面におろして、下水工事終了後にまた戻すというような違う経費がかかってくるかと思いますので、そういったことを諸々勘案した結果、今回、この推進工法を採用したということでございます。以上です。

議 長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 前回の議会で少し追加の工事費が出たりという議案がありましたけども、土質の調査とかそういったものがしっかりされていると思えますけども、特別状況的に悪いというようなところはないのでしょうか。

議 長  
上下水道  
課 長

( 中根 幸男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡本 教夫 君 ) 上下水道課長です。

ただ今の西田委員のご質問ですが、特別に悪いところはないかということでございますけれども、令和元年度にボーリング調査を行っておりますので、そのデータをもとに設計をしております。先ほども申し上げましたが、立坑という縦穴を掘るものですから、そのときに実際の地山の土質を確認することができます。ですので、そこでもし土質が変わってくるのであれば、この推進機をその土質にあった推進機に変更するという可能性はございますけれども、今言うように縦穴の掘削時に現地を確認できるという利点

はありますので、その点はそこで実際に自分の目で見て確認できるといふことをございます。以上です。

議 長

( 中根幸男君 ) 他に質疑はありませんか。

1番、増田恭子君。

1番議員

( 増田恭子君 ) お願いします。

今の課長の説明の中で、工期が令和4年9月6日から令和5年3月24日ということ伺いました。それこそちょっと長い期間の工事になると思います。この赤松のこの辺は子供たちの通学路になっております。その辺の安全面とかの配慮とか、今後の話になるとは思いますけれども、そういうものをお願いができればと思います。もし今決まっていることがあれば、教えていただきたいと思ひます。

議 長

( 中根幸男君 ) 岡本上下水道課長。

上下水道

( 岡本教夫君 ) 上下水道課長です。ただ今の増田議員のご質問にお答えいたします。

課 長

城下地内の森小、森中の通学路になっているということで、こちらにも重々承知してござりまして、先ほどの立坑と呼ばれる縦穴には、円形覆工板という鋼鉄製の蓋を被せて、そこを夕方から次の日の朝までは交通開放するというやり方で予定してござります。当然推進するための設備があるもんですから、そこにつきましては当然バリケード等の囲いをしまして、危険立ち入り防止の施策を取ったうえでの工事をやると。歩行者の通路は必ず確保するといった内容で、工事は進める予定でござります。以上です。

議 長

( 中根幸男君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 中根幸男君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

( 午前10時56分 ～ 午前11時05分 休憩 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、認定第1号「令和3年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第23、認定第8号「令和3年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 中 根 幸 男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今一括して上程されました、認定第1号から第8号までの各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大第4波の中、新年度のスタートとほぼ同時に新型コロナウイルスワクチン接種事業を開始したことは記憶に新しいところでございます。

7月に開催された東京オリンピック・パラリンピックは競技の多くが無観客で行われるなど、デルタ株などの感染力の強い変異種が現れ、猛威を振るう中でも、経済の活性化に取り組まなければならない難しい対応に追われた一年となりました。

この様な中、当町の令和3年度は、町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くこと

ができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」の本格的始動5年目の年でありました。

この計画は、行政だけでなく、町民と行政とが一体となってまちづくりを進めていくための共通の指針であり、人口減少を克服し活力ある町を今後も維持するため、「人の輪」（外部との交流）、「対話」（信頼の構築）、「調和」（人と自然）の3つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現を目指すこととしております。

加えて、私の町長2期目の任期の2年目となることから、掲げましたマニフェストの実現に向け、全力で取り組むとともに、議員の皆さま方のご理解をいただきながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその影響に対応するため、その都度必要な取組を実施できましたこと、厚く御礼申し上げます。

はじめに、私が2期目に掲げましたマニフェストに沿って、主要な取組を申し上げさせていただきます。

「1. 助け合いふれあう健やかなまちづくり」としましては、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、就学前児童の窓口を一本化し、健康こども課を設置するための準備を行いました。また、子育て支援のさらなる充実として、就労する保護者の支援を目的として、幼稚園預かり保育の時間を延長し、子ども・子育て支援策の推進を図りました。加えて、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝い金、認可外保育施設利用料助成等の継続事業に取り組み、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。また、若年がん患者等への支援として、生殖機能温存治療、医療用補整具購入、居宅サービスや福祉用具購入を助成する若年がん患者等支援事業、また、健やかなまちづくりのため、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療制度への負担金、更に森町病院への繰り出しを行っております。

「2. 安全で住みよいまちづくり」としましては、都市計画道路新田赤松線の整備を促進するとともに、公共交通の利便性向上とバス通学の児童の安全確保のための、秋葉線黒石上バス停バスベイ整備、また、町営バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対して引き続き交通利用券の購入費助成を行い、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動支援にも努めてまいりました。防災資機材の充実・更新では、消防団へ配備している消防車輛の更新、また、ため池の防災対策を目的に令和2年度に実施した農業用ため池の耐震性点検調査を基にした、農業水路等長寿命化防災減災事業ハザードマップ作成事業、河川の防災対策として浚渫の実施に取り組んでまいりました。生活環境の整備としましては、良質な飲料水の確保、下水道整備の推進に加え、一部事務組合で行っております消防やごみ処理に対する分担金の支出や、町道等の基盤整備を進めてまいりました。

「3. 人の交流で賑わうまちづくり」としましては、古民家利活用の検討及び遠州の小京都まちづくり事業の推進では、古民家等の保存、利活用を目的に歴史的文化的建築物利活用事業において、城下地区の藤江勝太郎家等を取得するとともに、遠州の小京都をキーワードに施設整備の基本方針を明文化する遠州の小京都リノベーション推進計画事業に取り組んでおります。

「4. 活気に満ちた活力あるまちづくり」としましては、ふるさと納税事業の推進では、返礼品の電動アシスト付き自転車ヤマハPASのラインナップを増やすなど積極的な事業推進を図り、多くの寄附をいただくことができました。移住・定住のさらなる促進では、新たに婚姻後の結婚生活を応援する住もうよ森町新婚さん応援金を設けるとともに、引き続き移住コーディネーターを配置し、住宅支援や空き家・空き地等の相談窓口の一本化を図り、交流人口と関係人口の拡大に取り組んでまいりました。農業関係では、農地基盤整備に係る農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水整備等を実施する県営事業等の負担金、商工業関

係では、企業誘致対策に係る森町産業立地奨励事業費補助金、また、中川下工業専用地域内へ水道管を布設し、基盤整備事業の推進を図りました。

「5. 自然を守り歴史に学ぶまちづくり」としましては、学校再編の円滑な実施では三倉、天方、森小学校の統合の初年度となり、通学用バスの運行委託や通学用定期券の提供、森小学校バス待合室に支援員の配置など、スムーズな登下校や学校運営、児童や保護者の統合に伴う負担の軽減を図りました。旧周智高校跡地の有効活用では、旧周智高校機械実習棟改修事業として、施設改修を実施するとともに、森町教育委員会社会教育課文化振興係及び公益社団法人袋井・森地域シルバー人材センター森町事務所の移転、不登校等教育支援センター「わかば」常設教室の開始準備を行いました。小・中学校での情報教育・英語教育の推進では、ギガスクール構想に基づく本格的なICT教育がスタートした中で、ICT支援員を拡充、継続事業として、外国語教育を通して、今後の国際社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育を推進しました。また、通級指導教室の継続、飯田小学校体育館のLED照明の更新整備を行いました。また、森林環境譲与税を活用した森林の保全につきましては、引き続き森林所有者への意向調査や林道路面整備に取り組みました。

また、喫緊の課題に対応する事業としましては、公共施設等の適正管理の推進のための公共施設等総合管理計画を改定するとともに、公共施設等適正管理推進事業債を活用した保健福祉センター、文化会館の長寿命化設備改修及び町道舗装改修の実施、また継続事業として、防犯灯設置への補助、合併処理浄化槽への補助や協働まちづくり推進事業、レールフレンドシップ事業等、各種事業に取り組んでまいりました。また、財源確保につきましては、第4次森町行財政改革大綱、第3次森町行財政改革プランを行財政改革の心構えとし、取り組んでまいりました。

緊急対応を要した新型コロナウイルス感染症対策といたしまし

では、ワクチン接種体制確保及びワクチン接種事業、住民税非課税世帯等の生活を支援する臨時特別給付金事業、子育て世帯の生活を支援する給付金事業、感染拡大防止対策や、事業継続への支援対応、アフターコロナを見据えた地域経済活性化への取組などの各事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や個別補助金、県支出金などを活用し実施してまいりました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、最初に認定第1号「令和3年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていただきます。

なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。

一般会計決算説明資料をご覧ください。

最初に1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額10,835,515千円、歳出総額9,634,998千円となり、前年度と比較しますと、歳入では858,272千円減少し、マイナス7.3パーセント、歳出では1,083,876千円減少し、マイナス10.1パーセントとなりました。なお、資料にはありませんが、歳入予算に対する歳入決算の比率は103.6パーセント、歳出予算に対する執行率は92.1パーセントとなっております。これは、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、土木費の防災・安全交付金事業(舗装修繕)等について、予算総額で239,559千円を令和4年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、令和4年度へ繰り越しました事業を除いた歳出予算に対する執行率は、94.3パーセントとなります。

次に、資料3ページをご覧ください。

歳入から歳出を差し引いた形式収支(C欄)は、1,200,516千円で、前年度に比べ225,603千円増加し、プラス23.1パーセントと

なりました。

次に、実質収支（E欄）は、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、土木費の防災・安全交付金事業（舗装修繕）等について、一部令和4年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源（D欄）17,274千円を差し引いて、1,183,242千円となります。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支（F欄）は、228,938千円の黒字となっています。

令和4年度への繰越金（L欄）は、今後の財政需要を考慮し、200,000千円の決算積立（K欄）を行い、983,242千円を繰り越すものであります。

続きまして、決算の概要を歳入から申し上げます。

1ページにお戻りください。

1款町税は、2,470,917千円で、前年度に比べ83,222千円減少し、マイナス3.3パーセントとなりました。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による固定資産税及び都市計画税の軽減措置に伴う減少と評価替えによる減少であります。

2款地方譲与税は、136,931千円となり、前年度に比べ1,998千円増加し、プラス1.5パーセントとなっております。

6款法人事業税交付金は、40,251千円で、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されたことにより、令和2年度から交付されております交付金でございまして、特別法人事業税の創設に伴い、交付水準に変動が生じないように交付率が引上げられたことにより、前年度に比べプラス124.2パーセントとなっております。

7款地方消費税交付金は、447,959千円で前年度に比べプラス7.9パーセント、8款ゴルフ場利用税交付金は、71,152千円で前年度に比べプラス3.7パーセント、9款環境性能割交付金は、13,043千円で、前年度に比べマイナス1.5パーセントとなっております。



10款地方特例交付金は、61,505千円で、前年度に比べ38,117千円増加し、プラス163.0パーセントとなりました。これは、町税の固定資産税及び都市計画税に軽減措置による減少が生じましたが、当該減収額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が交付されたものでございます。

11款地方交付税は、2,468,065千円で、前年度に比べ286,738千円増加し、プラス13.1パーセントとなりました。この増加の主な理由としましては、国の補正予算にて国税収入の増額補正を財源とした普通交付税の再算定が行われ、追加の交付が行われたものと、通常算定では新規の地域デジタル社会推進費により需要額が増加したこと等によるものでございます。

15款国庫支出金は、1,513,196千円で、前年度に比べ1,462,494千円減少し、マイナス49.1パーセントとなっております。これは、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染拡大による住民の経済的影響に対応するため、住民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金給付事業費補助金の完了等によるものです。

16款県支出金は、602,580千円で、前年度に比べ18,514千円増加し、プラス3.2パーセントとなっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金による増加等によるものであります。

18款寄附金は、826,169千円で、前年度に比べ424,354千円増加し、プラス105.6パーセントとなりました。これは、ふるさと納税に対する返礼品に、町内にて製造されている電動アシスト自転車の主要部品であるドライブユニットを搭載した「PAS」のラインナップを追加したことにより、ふるさと応援寄附金が増加したことによるものであります。

19款繰入金は、84,379千円で、前年度に比べ267,707千円減少し、マイナス76.0パーセントとなりました。これは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金について、収入状況から地方交付税や繰越金で対応することとし、繰入を取りやめたことによる減少及

び企業立地推進基金繰入金の減少によるものであります。

22款町債は、807,728千円で、前年度に比べ70,111千円減少し、マイナス8.0パーセントとなりました。これは、令和2年度に借り入れを行いました新型コロナウイルス感染症の影響による町民税の法人税割と、利子割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、市町村たばこ税及び地方揮発油譲与税の減収に対応するための減収補てん債の皆減と、小中学校ネットワーク設備整備事業の完了及び宮園小学校校舎外壁落下防止対策工事の完了による学校教育施設等整備事業債の減少によるものであります。

次に、自主財源についてであります。4ページ以降の表をご覧ください。

歳入における自主財源比率は42.8パーセントで、前年度より5.4ポイントの増となっております。これは、令和2年度事業の特別定額給付金事業に係る国庫支出金の減少によるものであります。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は22.8パーセントとなり、前年度より1.0ポイントの増となっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。

なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知おきください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費(小計の1から6)は、7,113,819千円で、構成比は73.9パーセントとなり、前年度に対し6.6ポイント下回っております。

また、10の投資的経費は、835,425千円で、構成比は8.7パーセントとなり、前年度に対し0.6ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,389,581千円で、前年度より

26,688千円の増となっております、これは、衆議院議員総選挙、参議院議員補欠選挙、静岡県知事選挙、町議会議員選挙に係る報酬や職員の時間外手当の皆増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る職員の時間外手当の皆増等に伴う増加であります。また、人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように19.2パーセントと、前年度の20.5パーセントを1.3ポイント下回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等、2の物件費は1,451,978千円で、前年度に比べ82,053千円の減、マイナス5.3パーセントとなりました。減少の主な要因としましては、令和2年度事業の新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費、施設修繕費及び備品購入費や、GIGAスクール構想の1人1台端末の整備に係る備品購入費、小中学校ネットワーク設備整備委託料及び団体営農村地域防災減災事業ため池調査委託料等の事業完了に伴う減少によるものであります。

4の扶助費は、1,462,120千円で、前年度に比べ405,567千円増加し、プラス38.4パーセントとなりました。これは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の皆増や、子育て世帯の生活を支援する給付金事業の増加によるものであります。

5の補助費等は、1,847,200千円で、前年度に比べ1,869,922千円減少し、マイナス50.3パーセントとなりました。これは、令和2年度事業の特別定額給付金事業の完了や、森町産業立地事業費補助金の減少等によるものであります。

6の公債費は、866,645千円で、前年度に比べ38,505千円増加し、プラス4.6パーセントとなりました。これは、平成29年度の臨時財政対策債や、平成30年度と一部を令和元年度に繰り越して整備いたしました幼稚園・小中学校空調施設整備事業に係る学校教育施設等整備事業債等の償還開始によるものであります。

投資的経費のうち10の(1)普通建設事業費は、793,537千円で、前年度に比べ17,968千円減少し、マイナス2.2パーセントと

なっております。これは、令和2年度事業の高度無線環境整備推進事業補助金（三倉・天方地区の光回線網整備）事業の完了等に伴う減少でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。

説明資料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高につきましては、3,723,930千円で、前年度に比べ813,084千円の増、プラス27.9パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ131,505千円増の1,988,083千円となっております。減債基金に、近年の公債費増加に備え160,005千円の積立を行うとともに、公共施設等の適正管理に備え、公共施設等総合管理基金に100,001千円を積立てております。また、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税でいただきました寄附金の一部を積み立て、住もうよ森町新婚さん応援金、小中学校の情報アドバイザー委託料の財源として7,552千円を取り崩しております。その他の基金につきましても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

前年度末における町債の現在高は、前年度に比べ27,305千円減少し、8,801,105千円となっております。

このうち臨時財政対策債は、4,236,253千円と前年度に比べ52,102千円増加しておりますが、この臨時財政対策債は、令和3年度の国の補正予算により行われた普通交付税の再算定で、臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額を除き、元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。なお、令和3年度普通交付税で臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額については、減債基金に積立を行っております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は、12.0パーセントとなっており、前年度に比べプラス0.4ポイントとなっております。

なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません。充分健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「令和3年度森町一般会計歳入歳出決算」と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

決算書の最初に綴じ込んであります「令和3年度会計別決算一覧表」をご覧ください。

最初に、認定第2号「令和3年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の特別会計につきましても読み上げは千円単位までとさせていただきます。

決算規模は、歳入総額2,097,479千円、歳出総額2,080,877千円となり、前年度に比べ歳入では67,756千円増加し、プラス3.3パーセント、歳出では70,726千円増加し、プラス3.5パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は100.2パーセント、歳出予算に対する執行率は99.4パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額16,602千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書5・6ページの事項別明細書をご覧ください。

1款国民健康保険税は、421,615千円で、前年度に比べて17,125千円減少し、マイナス3.9パーセントとなっております。

7・8ページ、4款県支出金は、1,535,556千円で、前年度に比べて111,295千円増加し、プラス7.8パーセントとなっております。

6款繰入金は、103,961千円で、前年度に比べて1,238千円増加し、プラス1.2パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。

13・14ページをご覧ください。

2款保険給付費は、1,491,799千円で、前年度に比べて112,222千円増加し、プラス8.1パーセントとなっております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費につきましては、一般被保険者が40万2,557円で、県平均の37万8,817円を2万3,740円上回り、県全体では7番目となっております。

17・18ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、555,582千円で、前年度に比べて38,746千円減少し、マイナス6.5パーセントとなっております。

以上、認定第2号「令和3年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第3号「令和3年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、町内在住の75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付を行う静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額220,747千円、歳出総額220,703千円となり、前年度に比べて歳入では3,787千円減少し、マイナス1.7パーセント、歳出では3,714千円減少し、マイナス1.7パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は97.5パーセント、歳出予算に対する執行率は97.5パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額43千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書5・6ページの事項別明細書をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、171,288千円で、前年度に比べ3,594千円減少し、マイナス2.1パーセントとなっております。

3 款繰入金は、48,781千円で、前年度に比べ278千円減少し、マイナス0.6パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。

9・10ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、220,194千円で、前年度に比べ4,066千円減少し、マイナス1.8パーセントで、歳出総額の99.8パーセントを占めております。

以上、認定第3号「令和3年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第4号「令和3年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額2,388,528千円、歳出総額2,251,801千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は102.7パーセントであり、歳出予算の執行率は96.8パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額136,726千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

決算事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款保険料は、480,605千円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

3 款国庫支出金546,485千円と、7・8ページの4 款支払基金交付金557,456千円及び5 款県支出金308,286千円につきましては、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業費交付金等でございます。

9・10ページ、7 款繰入金は、317,515千円で、町からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8 款繰越金は、161,057千円で、令和2年度からの繰越金でございます。

11・12ページ、10 款諸収入は、17,068千円で、介護予防サービ

ス計画作成料等でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

13・14ページをご覧ください。

1款総務費は、26,378千円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、要介護認定等の事務に係るものでございます。

2款保険給付費は、1,971,004千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の87.5パーセントを占めております。

15・16ページ、3款地域支援事業費は、115,284千円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等に係るものでございます。

21・22ページ、4款介護予防支援事業費は、10,236千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものでございます。

5款基金積立金100,003千円は、令和2年度の繰越金から、令和2年度の介護給付費に関する国・社会保険診療報酬支払基金・県・町の負担金等の返還金等を除いた剰余金の100,000千円と、利息3千円を支払準備基金積み立てたものでございます。

7款諸支出金28,893千円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金でございます。

以上、認定第4号「令和3年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第5号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和3年度においては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務及び汚水管渠の実施設計と築造工事を実施しました。

決算規模は、歳入総額614,641千円、歳出総額532,092千円で、



歳入予算に対する歳入決算の比率は86.5パーセントであり、歳出予算の執行率は74.9パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、82,549千円で、繰越明許費充当繰越額8,149千円を差し引いた74,400千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。

決算書事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額26,265千円に対し、収入済額は24,605千円で、収入未済額は1,660千円となります。未済額の内容といたしましては、現年分が8件、695千円、滞納繰越分が9件、965千円でございます。

2款使用料及び手数料は、公共下水道使用料及び排水設備関係手数料で調定額45,025千円に対し、収入済額は44,570千円で、不納欠損額が25千円、収入未済額が429千円でございます。不納欠損額の内容といたしましては、2名、4件となります。いずれも平成28年度分の使用料について、5年が経過したことによる債権の時効消滅によるものでございます。

収入未済額の内容としましては、現年度分が17名、35件で162千円、滞納繰越分が19名、112件で267千円でございます。

3款国庫支出金は、107,881千円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で164,503千円、5款町債は、公共下水道整備事業債で196,300千円でございます。

7・8ページ、6款諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計20,114千円でございます。

7款繰越金は、前年度繰越金で56,668千円でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1款下水道事業費370,528千円のうち、主なものは、1項1目下水道総務管理費の地方公営企業法適用業務委託等の委託料12,5

40千円、2目下水道施設管理費の11・12ページ森町浄化センター維持管理業務委託料等の委託料11,318千円、2項1目下水道建設事業費の污水管渠実施設計等業務委託料等の委託料22,767千円、污水管渠築造工事243,222千円、補償、補填及び賠償金29,371千円でございます。

2款公債費は、町債元金償還金と利子償還金で161,563千円でございます。

以上が、令和3年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

なお、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、令和4年3月末現在で、3,123人に下水道を利用させていただいており、約65.9パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいる所存でございます。

次に、認定第6号「令和3年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

本会計の歳入総額は、130万8,724円、歳出総額は、107万3,459円で、差引残額23万5,265円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数62戸分の使用料と繰越金、及び基金繰入金でございます。歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「令和3年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は186万2,856円、歳出総額は156万800円で、差引残額30万2,056円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数69戸分の使用料、一般会計繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費、財産管理費、公債費でございます。

次に、認定第8号「令和3年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は17万2,790円、歳出総額は14万6,667円で、差引残額2万6,123円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料、繰越金及び基金繰入金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も順調に運営することができました。今後におきましても、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなる事が予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力してまいりたいと考えております。

以上、認定第1号から8号までを一括して説明申し上げますが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

( 中根幸男 君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。

登壇願います。

代 表  
監査委員

( 朝比奈篤 君 ) 昨年10月から監査委員を仰せつかりました私、朝比奈でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました令和3年度森町一般会計の歳入歳出決算及び令和3年度森町国民健康保険特別会計外6の特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月21、22、26、27、そして8月9日の5日間、私は26、27の2日間は欠席させていただきましたが、中根信一郎監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりまして、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を

の他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効果的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類の照合をするとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成をされており、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証拠書類の処理も適切であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 ( 中根 幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 0時02分 ~ 午後 1時00分 休憩 )

議長 ( 中根 幸男 君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、認定第9号「令和3年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第25、認定第10号「令和3年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議長 ( 中根 幸男 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田 康雄 君 ) ただ今一括して上程されました、認定第9号及び第10号の各会計決算について、説明を申し上げます。

最初に認定第9号「令和3年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、決算書付属資料の17ページをご覧ください。

令和3年度の業務状況でございますが、年度末給水人口は1万5,736人、給水戸数6,262戸、年間総配水量295万1,888立方メートル、年間有収水量233万5,878立方メートル、有収水量率79.13パーセ

ントとなっております。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では249人の減、給水戸数では11戸の増、年間総配水量では1万6,437立方メートルの増、年間有収水量は、1万749立方メートルの増となり、有収水量率は前年度と比較すると0.08ポイントの減でございます。

これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況でございますが、21ページから23ページをご覧ください。収益費用明細書でご説明申し上げます。

消費税を除いた収益合計は、前年度対比0.5パーセント増収の313,951千円、費用合計は、前年度対比5.8パーセント増の305,098千円で、差引8,853千円の純利益が生じました。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、24ページをご覧ください。資本的収入及び支出明細書でご説明申し上げます。

資本的収入としましては、工事負担金が30,305千円、企業債が130,900千円となりました。

資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、町道駅南区画3号線外4路線配水管布設替工事外12件の工事請負費、企業債償還金等で、合計236,323千円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「令和3年度森町水道事業会計の決算認定について」でございますが、今後も経営戦略に基づき、各施設の稼働率、管路更新率等を高め、有収水量の向上と経費の節減を図りつつ、現金の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全な水の安定供給と経営の健全化に努めてまいります。

次に、認定第10号「令和3年度森町病院事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、附属資料の9ページをご覧ください。

令和3年度の事業報告であります。当年度は、第4次経営改革プランの5年目であり、病棟の安定的運営、給与費や経費の適正化など経営の効率化を図り、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

病棟につきましては、病棟再編により3つの病棟をそれぞれ機能別に分化し、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟を患者の病状と入院目的により機能させ、ベッドコントロール会議を毎週行い、効率的な病棟運営に努めてまいりました。また、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟につきましては、リハビリテーションを充実させるなど、在宅復帰に向けた退院支援を強化してまいりました。しかしながら、令和3年度の入院患者数につきましては、回復期リハビリテーション病棟に新型コロナウイルス感染症の入院患者受入れに対応する病床を開設したことにより、稼働病床数が減少したため、前年度を下回る結果となりました。

外来診療につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、ここ数年、病院と家庭医療クリニックの機能分化が進み、家庭医療クリニックにつきましては、かかりつけ医としての認知度の向上、巡回診療や妊婦検診等の取組により患者数は増加し、病院、家庭医療クリニックともに外来患者数は、前年度を上回る結果となりました。

在宅医療につきましては、在宅医療支援室の在宅医療コーディネーターが中心となって運営し、多職種での情報共有を目的とした在宅医療・介護連携情報システムの活用を引き続き取り組み、訪問診療件数は、病院から家庭医療クリニックにシフトしたことにより病院の件数は減少したものの、全体としては前年度を上回ることができました。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、地域の安心安全のため、引き続き帰国者・接触者外来を開設するとともに、

令和3年2月から感染症患者を受け入れるための病床を確保する一方、新型コロナウイルスワクチン接種への協力も行いました。

続きまして、令和3年度の患者動向及び収支状況について、申し上げます。

15・16ページをご覧ください。

まず、患者の動向であります。入院患者数は、年間延べ数で3万2,636人となり、対前年度比では、3,787人の減、率で10.4パーセント減少しております。一日平均では、89.4人で、対前年度比10.4人減少し、病床利用率は前年度を7.9ポイント下回る68.3パーセントとなりました。外来患者数は、8万964人となり、対前年度比では、4,560人の増、率で6.0パーセントの増加となりました。

次に、収支状況であります。これからの説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況であります。20ページから23ページをご覧ください。収益費用明細書でご説明申し上げます。

収入の病院事業収益は、2,940,679千円で、前年度に対し、63,106千円増加し、伸び率ではプラス2.2パーセントとなりました。このうち、医業収益は、2,360,526千円で、前年度に対し、59,147千円増加し、伸び率はプラス2.6パーセントとなりました。医業収益の内訳では、入院収益が1,265,324千円で、対前年度136,501千円減少し、伸び率はマイナス9.7パーセントとなりました。また、外来収益は822,976千円で、対前年度87,307千円増加し、伸び率はプラス11.9パーセントとなりました。

医業外収益は、574,247千円で、対前年度58,444千円増加し、伸び率はプラス11.3パーセントとなりました。増加の要因は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が増加したことによります。

次に支出の病院事業費用は、2,824,258千円で、対前年度52,64

9千円減少し、伸び率はマイナス1.8パーセントとなりました。このうち医業費用は、2,693,342千円で、対前年度21,009千円増加し、伸び率はプラス0.8パーセントとなりました。

この結果、決算書5ページの経常利益は、115,298千円の計上となりました。これは、医業費用が増加した一方で、医業収益では外来収益と町の新型コロナウイルスワクチン接種への協力によるその他医業収益の増加や、医業外収益では新型コロナウイルス感染症に関係する補助金等が増加したことによるものであります。なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は、116,420千円の計上となりました。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出の状況について申し上げます。

24ページをご覧ください。

先に下段、資本的支出からご説明いたします。

総額は455,022千円で、建設改良費として、149,275千円を執行いたしました。その主な内訳として、空調設備の熱源機器や中央監視自動制御装置の更新、心臓・血管エコー診断装置、ヘパフィルター付空気清浄機等を購入したものであります。

また、企業債償還金は、305,747千円となりました。

次に上段、資本的収入の総額は344,847千円で、出資金として、資本的支出に伴い算出された一般会計出資金と新型コロナウイルスの感染対策に伴う地方創生臨時交付金で252,647千円を繰り入れ、建設改良費の財源としての企業債で92,200千円を収入といたしました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

( 中根 幸男 君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。

登壇願います。

議 長



代 表  
監査委員

( 朝比奈篤君 ) それでは、企業会計の決算審査について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました令和3年度森町水道事業会計決算及び令和3年度森町病院事業会計決算につきまして、去る6月28日、中根信一郎監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、両事業会計の決算書、付属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するとともに経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、点検及び関係職員からの説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び付属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状況を適切に表示しているものと思われることが認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」として提出をしてございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長

( 中根幸男君 ) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月7日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 1時43分 散会 )